住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給します

給付額	１世帯あたり **１０万円**
対象世帯	①　令和3年12月10日時点において、本市住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯　（生活保護受給世帯を含む） ②　①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入により家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【令和４年２月上旬～（順次）】

① 住民税非課税世帯　「確認書」を送付しますので、返送してください。

② 家 計 急 変 世 帯　申請が必要　ホームﾍﾟｰｼﾞ等でお知らせします。

➡ 本市の案内があるまで、しばらくお待ちください。

【コールセンター等の開設】

- コールセンター：令和４年１月２０日（木）～　0120-923-771　または、06-7223-9385
- 各区役所専用窓口：令和４年２月１日（火）～

所得減少世帯に対する臨時特別給付金

コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい「課税世帯」に対し、本市独自の支援策として臨時特別給付金を支給します。

給付額	１世帯あたり **１０万円**
対象世帯	基準日（令和3年12月10日）時点において、本市住民基本台帳に記録されている者で構成される世帯で、以下に該当する世帯 **・新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての世帯構成員の所得の合計について令和2年分が令和元年分に比して30％以上減少している世帯** **※なお、「住民税非課税世帯」に対する臨時特別給付金（国制度）の対象世帯を除く。**

対象世帯のうち、

- **令和２年１月１日以前から本市にお住まいの世帯** ⇒ 令和４年３月下旬ごろに**案内状（申請書）を送付します。**
- **令和２年１月２日以降に本市への転入者がいる世帯** ⇒ 本市で所得が把握できないため、**申請が必要です。**